

東京都板橋区立まちづくり推進住宅事務処理要綱

平成20年7月7日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立まちづくり推進住宅（以下「まちづくり推進住宅」という。）の管理運営における事務処理に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 東京都板橋区立まちづくり推進住宅条例(平成5年板橋区条例第17号)をいう。
- (2) 規則 東京都板橋区立まちづくり推進住宅条例施行規則(平成5年板橋区規則第38号)をいう。
- (3) 災害等 震災、火災、風水害その他の災害をいう。
- (4) 公共住宅 地方公共団体が整備し、管理運営する公営住宅及び東京都住宅供給公社、都市再生機構等の公的機関が整備し、管理運営する賃貸住宅をいう。
- (5) スーパーリフォーム事業 公共住宅について施行する躯体部分を残し、内外装、給排水設備等の建物付属設備を更新することによる、住宅内部の抜本的な改善事業をいう。
- (6) 住宅リフォーム 住宅について行う増改築、内外装の改装、住宅設備の交換及び補修、耐震補強工事等で、板橋区住宅リフォーム支援事業制度要綱(平成17年2月25日板橋区長決定)の適用を受けるものをいう。

(条例第3条第2項により利用することができる者)

第3条 条例第3条第2項の規定により、まちづくり推進住宅を利用することができる者は、次の各号に掲げる者で、区長が特に必要と認めるものとする。

- (1) 生活の本拠として居住する公共住宅について、スーパーリフォーム事業が施行されることにより、必要となる仮住居を確保することが困難な者
- (2) 生活の本拠として居住する住宅について、住宅リフォームを実施することにより、必要となる仮住居を確保することが困難な次のアからエまでに掲げる者で、当該アからエまでに定める要件を満たすもの
 - ア 高齢者 60歳以上の者のみで構成される世帯であること

イ 障がい者 次のいずれかに該当する者を含む世帯であること

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その程度が1級から4級までのもの

(イ) 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民精発第58号副知事決定)の規定により愛の手帳の交付を受けた者であって、その程度が1度から3度までのもの

ウ 低所得者 東京都板橋区営住宅条例(平成9年板橋区条例第40号)第6条第1項第4号に掲げる要件を具備する世帯であること。

エ 幼児を養育する者 小学校就学前の幼児及びこれと同居し、これを監護し、かつ、その生計を維持している者を含む世帯であること。

(3) 災害等により生活の本拠である住宅に被害を受け、緊急に仮住居を確保することが困難な者(以下「り災者」という。)

(利用申請書の添付書類)

第4条 条例第3条第1項に該当する者が、条例第5条の申請(以下「利用申請」という。)をする場合は、申請書に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認済証の写し

(2) 建築確認申請書(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別記第2号様式の申請書をいう。)第4面の写し

(3) 取り壊す建物の全部事項証明書(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第196条第1項第1号の全部事項証明書をいう。)

2 条例第3条第2項により、まちづくり推進住宅を利用しようとする者のうち、住宅リフォームをする者(前条第2号に掲げる者をいう。)が利用申請を行う場合は、申請書に次の書類を添えて行うものとする。

(1) リフォーム工事請負契約書(写し)

(2) 工事箇所の図面(写し)

(3) 保険証(写し)、身体障害者手帳(写し)、所得証明書等の前条第2号に掲げる要件を満たしていることを確認できる書類

(入居者の決定等)

第5条 入居者の決定は、原則としてまちづくり推進住宅の利用申請を受付した順序に従って行うものとする。この場合において、利用申請の受付は使用開始予定日の1か月前から行うものとする。

2 り災者に係るまちづくり推進住宅の利用の手続は、次の各号に掲げる順序により、当該各号に定める手続による。

(1) 連絡 防災危機管理課長は、災害等の発生により、り災者となった者があるときは、次に掲げる順位に従い連絡する。

第1順位 住宅政策課長

第2順位 住宅政策課住宅政策担当係長（住宅政策推進グループ）

第3順位 住宅政策課住宅政策担当係長（住宅運営グループ）

(2) 利用 防災危機管理課長は、住宅政策課長から貸出しを受けたまちづくり推進住宅の鍵を使用し、り災者にまちづくり推進住宅を利用させる。

(3) 報告 防災危機管理課長は、り災者によるまちづくり推進住宅の利用開始後速やかに、利用状況を住宅政策課長へ報告する。

（利用期間）

第6条 第3条第1号及び第2号に掲げる者のまちづくり推進住宅の利用の期間は、6月を超えない範囲内で区長が必要と認める期間とする。

2 区長は、やむを得ない事情があると認めるときは、通算して6月を超えない範囲内で、1回に限り前項の期間を更新することができる。

3 第3条第3号に掲げる者のまちづくり推進住宅の利用の期間は、14日を超えない範囲内で区長が必要と認める期間とする。

4 区長は、やむを得ない事情があると認めるときは、7日を超えない範囲で1回に限り前項の期間を更新することができる。

（使用料の支払い）

第7条 利用の承認を受けた者は、区長の発行する納入通知書により使用料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、条例第7条及び規則第5条の規定の規定に基づき、り災者のまちづくり推進住宅の使用料を免除することができる。

（光熱水費の支払い方法）

第8条 居室で使用する電気、ガス及び上下水道の使用料は、利用の承認を受けた者が、関係機関へ納入しなければならない。

（長期不在の届出）

第9条 居住者全員が14日以上不在となる場合は、区長へ届け出なければならない。

(犬、猫等の飼育の禁止)

第10条 まちづくり推進住宅において、犬、猫等を飼育してはならない。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬については、この限りでない。

(様式)

第11条 この要綱の施行について必要な様式は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年2月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。